

○総務省告示第五百二十九号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第六十二号）の施行に伴い、次に掲げる告示は廃止する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

- 一 平成五年郵政省告示第二百二十七号（郵政大臣が別に告示する受信機入力電圧の値を定める件）
- 二 平成六年郵政省告示第五百九十二号（デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備で電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件）